

| | |
|---|------------------------------------|
| 件名 | 愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例 |
| 主管課 | 税務課 |
| 根拠法令等 | 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項 |
| 【条例の概要】 | |
| 1 趣旨 県内において、経済情勢の急激な変化により企業の事業活動が停滞するとともに雇用情勢が著しく悪化していることにかんがみ、企業立地の促進等による産業の振興及び新たな雇用機会の創出を図るための県税の特別措置（不動産取得税の課税免除）について定める。 | |
| 2 対象となる不動産 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間内に取得した家屋又は土地（土地にあっては、取得から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。） | |
| 3 課税免除の要件 (1) 家屋又は構築物の全部又は一部を製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供すること。 (2) 一団の土地にある家屋及び構築物並びに土地の取得価額の合計額が2億円を超えること。 (3) 一団の土地にある家屋又は構築物の全部又は一部を製造業等の用に供したことに伴って当該家屋又は構築物に係る事業所において増加する常時雇用する労働者（県内に住所を有する者のうちから採用され、かつ、引き続き雇用される者）の数が10人以上であること。 | |
| 4 調整措置 次の県税特別措置条例の課税免除（減収補填対象）と、この条例の課税免除（減収補填対象外）の両方の適用がある場合は、①～③の条例の規定の適用のない部分について、この条例の規定を適用。 ①愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号） ②愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号） ③愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号） | |
| 5 手続 不動産取得税に関する申告期限までに申告があった場合に限り、課税免除する。 | |
| 6 適用除外 県税に係る徴収金を滞納している場合その他知事が適当でないと認める場合は、課税免除しない。 | |
| 施行日 | 公布の日（平成20年4月1日適用、平成23年3月31日限り失効） |
| 【その他参考事項】 | |
| ○構築物 ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物 | |